（略）													
横須賀	上欄に	N35°15′	E139°35′	1,196	3な	し	HYD	24時間	昭和50年7月	なし			
DME	同じ	神奈川県三浦郡葉山町							17日				
（略）													

附　則

この告示は、平成二十九年九月十四日から施行する。ただし、第一項の表輪島ＶＯＲの項を加える改正規定、同表能登ＶＯＲの項の改正規定、第四項の表輪島ＤＭＥの項を加える改正規定及び同表能登ＤＭＥの項の改正規定は同年八月十七日から、第三項の表松山ＩＬＳの項の改正規定は同年九月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第五項の規定に基づき、航空交通管制圏において航空法第九十六条第三項及び第四項の規定による規制が適用される時間を定める告示（平成十七年国土交通省告示第九百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
航空交通管制圏の名称	適用時間	航空交通管制圏の名称	適用時間
（略）	（略）	（略）	（略）
松山管制圏	7時30分から22時まで	松山管制圏	7時30分から21時30分まで
（略）	（略）	（略）	（略）

航空交通管制圏において航空法第九十六条第三項及び第四項の規定による規制が適用される時間（以下「適用時間」という。）は、次のとおりとする。ただし、航空交通の状況に応じ、又は要求により飛行場管制業務の運用時間が変更された場合には、当該変更後の運用時間をもって適用時間とする。

附　則

この告示は、平成二十九年九月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百七号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十九条第二項の規定に基づき、航空交通管制業務に関する告示（昭和四十一年運輸省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

野田	上欄に	N36°00′	E139°50′	1,068	3な	し	NDE	24時間	平成29年3月30日	野田VORと組合せVOR／DMEとして運用			
DME	同じ	千葉県野田市											
（略）													
横須賀	上欄に	N35°15′	E139°35′	1,196	3な	し	HYE	24時間	昭和50年7月17日（平成12年11月30日から供用再開）	横須賀VORと組合せVOR／DMEとして運用			
DME	同じ	神奈川県三浦郡葉山町											
（略）													